

岩手県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成22年3月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1）路線名 106号

（2）供用開始の区間 宮古市松山第6地割29番地先から第7地割81番地先まで

（3）供用開始の期日 平成22年3月21日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成22年3月12日から同年4月12日まで

2（1）路線名 456号

（2）供用開始の区間 花巻市矢沢第3地割240番1地先から高松第11地割163番1地先まで

（3）供用開始の期日 平成22年3月12日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部

イ 期間 平成22年3月12日から同年4月12日まで